

○財務省告示第七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十四年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 生鮮等牛肉 二十九万二千三百五十五トン
- 二 冷凍牛肉 三十三万四千三百二十トン